

# 令和7年度

## 償却資産申告のご案内

### ＜申告書にマイナンバー(個人番号・法人番号)の記入が必要になります＞

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、申告書には償却資産の所有者の個人番号又は法人番号を記入してください。  
※個人番号又は法人番号の記入がないことにより、申告が無効になることはありません。

### 提出期限は令和7年1月31日(金)です。

郵送や電子申告による申告書の提出にご協力をお願いします。

#### 提出先及び問合せ先

〒480-0144

愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地

大口町役場 総務部 税務課 固定資産税グループ

電話 0587-95-1113 (ダイヤルイン)

FAX 0587-95-1030

E-mail zeimu@town.oguchi.lg.jp

愛知県丹羽郡大口町

## 申告のお願い

日頃は、当町税務行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法第383条の規定により、大口町内に事業用の資産（自己の使用するものだけでなく他人に貸し付けているものも含みます。）を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在の事業用資産（償却資産）の状況について1月31日までに申告しなければならないことになっております。

つきましては、『償却資産申告書及び種類別明細書』を作成し、期限内に提出していただきますようお願いいたします。

窓口にお越しいただくことができない場合は郵送でも申告できますが、受付した申告書控えの返送を希望される方は返信用切手及び封筒を同封してください。なお、個人番号の記入がある申告書控えを返送する場合は、安全性を考慮し、個人番号を見えないようにした上で申告書控えの写し等を返送しますので、ご承知おきください。

また、eLTAX（エルタックス）による電子申告の受け付けができます。eLTAXのご利用に関するお問い合わせは、eLTAXホームページ（地方税ポータルシステム）をご覧ください。

### 《目次》

1	償却資産の範囲	1
2	課税の対象となり申告しなければならない資産	2
3	申告の必要がない資産	2
4	建築設備の家屋と償却資産の区別	3
5	固定資産税（償却資産）について	4
	（1）納税義務者	4
	（2）税率	4
	（3）納期	4
	（4）免税点	4
	（5）課税台帳の閲覧	4
	（6）非課税の適用を受ける資産	4
	（7）国税との主な違いについて	4
	（8）課税標準の特例を受ける資産	5
	（9）短縮耐用年数、増加償却の取り扱い	6
	（10）不正申告又は虚偽の申告	6
	（11）実地調査	6
6	記載要領等	7
	（1）提出書類	7
	（2）償却資産申告書（第26号様式）について	7
	（3）種類別明細書（増加資産・全資産用）（第26号様式別表）について	7
	（4）償却資産申告書（償却資産課税台帳）の各欄の記載方法	8

# 1 償却資産の範囲

固定資産税でいう償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものをいいます。

ただし、鉱業権、漁業権、特許権、その他の無形減価償却資産及び自動車税並びに軽自動車税の課税客体であるものは除きます。

## 【固定資産税の対象となる償却資産の例】

資産の種類		内 容 説 明	
第1種	構 築 物	土地に定着した 土木設備・工作物等	舗装路面、門及び塀、貯水池、屋外排水溝、消火栓装置、庭園、緑化設備の外構工事、井戸、防壁、鉄塔、看板（広告塔等）、ビニールハウス 等
	建物附属設備	建 物 附 属 設 備	建物所有者が施工した建物附属設備等で家屋として評価するもの以外の設備 受変電設備、予備電源設備 等
		建物の所有者と異なる者（テナント）が施工した設備	賃借人（テナント等）が施工した内装・造作や建築設備等で事業の用に供することができる資産については賃借人の償却資産として申告する必要があります。
第2種	機械及び装置	製 造 機 械 設 備	金属製品製造設備、電気機器製造設備、繊維製品製造設備、食肉加工設備、食品製造設備、その他製造機械設備 等
		工 作 機 械	旋盤、フライス盤、ボール盤 等
		搬 送 設 備	クレーン、コンベヤー 等
		自走式作業用機械	ブルドーザー、パワーショベル、農業用機械（トラクター、コンバイン等） 等 ※軽自動車税の対象となる資産を除く
		その他機械装置	
第3種	船 舶	ボート、漁船、釣り船 等	
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等	
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車、動力運搬車、手押し車 等 ※自動車税、軽自動車税の対象となる資産を除く	
第6種	工具・器具 及 び 備 品	工 具	測定工具、検査工具、治具、取付工具、金型、木型、ドリル、カッター 等
		器 具 ・ 備 品	電気機器（冷蔵庫・クーラー・テレビ等）、ガス機器、事務機器（椅子、机等）、通信機器、理・美容機器、医療機器、陳列ケース、その他の器具備品 等

## 2 課税の対象となり申告しなければならない資産

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産のことで、概ね次の資産が申告の対象になります。

- (1) 取得価格10万円未満（平成元年4月1日より平成10年3月31日までに取得した資産にあっては20万円未満）のものであっても、**税務会計上固定資産勘定に資産計上しているもの。**
- (2) 企業会計上、**簿外資産**として取扱われている資産であっても、賦課期日（1月1日）現在事業の用に供されているもの、又は供しうるもの。
- (3) 法定の減価償却が終わって、帳簿上は**残存価格又は備忘価格のみ**が計上されている資産であっても、事業の用に供しているもの。
- (4) **遊休・未稼働の資産**であっても、事業の用に供する目的をもって所有され、事業の用に供することができる状態にあるもの。
- (5) 企業会計上、**建設仮勘定**で計上されている資産であっても、その全部又は一部が現に事業の用に供されているもの。
- (6) **減価償却を行っていない資産**でも、本来減価償却を行うことができるもの。
- (7) **割賦購入資産**で割賦代金が完済されていないため売主に所有権が保留されている資産については、原則として買主が申告してください。
- (8) 資産の所有者が、**他のものに貸付けて**その貸付け先で事業の用に供されている資産。ただし、その所有者が資産の貸付けを業としている場合は、貸付けられた資産が貸付け先で事業の用に供されていると否とにかかわらず申告が必要です。
- (9) **資本的支出としての改良費**は、新たな資産の取得としてみなされますので、本体とは別に申告が必要です。
- (10) 美術品等は、**国税において減価償却資産として取り扱われるもの**については、申告が必要です。

## 3 申告の必要がない資産

- (1) 小額資産
  - ア 耐用年数1年未満の償却資産又は取得価格が10万円未満の償却資産で、税務会計上、一時に損金算入しているもの。ただし、経理上資産として計上し、個別に償却している場合は、固定資産税の対象となり申告が必要です。
  - イ 取得価格が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間の均等償却（一括償却）を選択したもの。ただし、一括償却を選択しないで、個別に償却している場合は、固定資産税の対象となり申告が必要です。
- (2) 既に税金の対象となっているもの。（家屋、自動車税、軽自動車税）
- (3) 無形減価償却資産（例えば、特許権、利用権、ソフトウェア等）
- (4) 繰延資産

## 4 建築設備の家屋と償却資産の区別

固定資産税の取扱い上、家屋と一体となっている電気設備、給排水設備、ガス設備、空調設備、厨房設備、間仕切り等内装設備などは通常家屋に含めて評価しますが、これらの設備を賃借している家屋に取り付けた場合は、償却資産として申告が必要となり、その設備の所有者への課税となります。

設備区分	償却資産として取扱うもの	家屋として取扱うもの
呼出信号設備 及び拡声装置	マイクロホン、拡声器、増幅器、混声器、演奏器等	電鈴、ブザー、配線、配管
電気時計装置	時計本体、充電器、蓄電池、継電器、 タイムレコーダー等	配線、配管
冷暖房設備	ルームクーラー、パッケージエアコン、独立煙突 及び煙道等	家屋と構造上一体となった 空調設備一式
換気設備	扇風機、ウィンドクーラー、工業用送風装置等	換気扇、ベンチレーター
給排水設備	井戸、屋外給排水設備、量水器、事業用給水設備	屋内のもの
給湯設備	湯沸器、局所式給湯器、局所式給湯のボイラー及 び付属品等	中央式給湯設備のボイラー 及び貯湯槽
ガス設備	屋外供給本管、メーター、事業用ガス設備一式	屋内配管
消火設備	ホース、ノズル、手提式消火器、屋外の消火栓等	屋内に取り付けられた消火 栓、スプリンクラー、ドレ ンチャー
運搬設備	ベルトコンベアー、気送管設備の気送子、ホイスト等	リフト、エレベーター、 エスカレーター、気送管、 メールシュート
サービス設備	厨房設備（造り付けのものを除く）、洗濯設備等	造り付けの調理台・流し台
劇場特殊設備	移動性の舞台設備、映写設備等	造り付けたもの
銀行・店舗等 の設備	営業台、商品販売台、陳列棚、スクリーン、カウ ンター等で容易に取外しのできるもの	大型金庫扉、固定された営 業台
店舗及び事業用 造作設備	事務所、店舗等の簡易間仕切り（通常ボトル締め で床に固定してあるものであっても撤去・付設の できるもの）	家屋と構造上一体性の強い もの
上屋・キャノピー 車庫・倉庫等	周壁が3方未満で独立したもの	周壁を3方以上備え、外界 と遮断された空間を有する もの
その他	看板、広告塔、門塀、庭園、人工芝、防火壁、 日よけ等	避雷設備一式

## 5 固定資産税(償却資産)について

### (1) 納税義務者

賦課期日(令和7年1月1日)現在における償却資産の所有者が納税義務者になります。

### (2) 税率

税率は1.4%(標準税率)です。例えば、課税標準額が150万円の場合は、年税額は21,000円となります。

### (3) 納期

年税額は、4月、7月、12月及び翌年2月の年4回に分け、土地及び家屋の固定資産税と併せて納付していただきます。

### (4) 免税点

償却資産としての課税標準額の合計が150万円に満たない場合は、償却資産に対する固定資産税は課税とはなりません。価格等の決定は原則として市町村長が行いますので、資産の多少にかかわらず、必ず、申告をお願いします。

### (5) 課税台帳の閲覧

原則、毎年4月1日から役場の税務課窓口において課税台帳の縦覧を行います。

※本人確認のできるもの(免許証等)を持参してください。

### (6) 非課税の適用を受ける資産

非課税の適用を受ける資産は、地方税法第348条に規定されています。

また、その適用にあたっては、種類別明細書への当該資産の記載とともに添付書類が必要となりますので、役場の税務課固定資産税グループまでお問い合わせの上、申告してください。

### (7) 国税との主な違いについて

項 目	国税の取り扱い (法人税法・所得税法)	地方税の取り扱い (固定資産税)
計算の基準日	決算期(事業年度)	1月1日(賦課期日)
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度	定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められています	認められていません
特別償却・割り増し償却 (租税特別措置法)	認められています	認められていません
増加償却	認められています	認められています
評価額の最低限度	備忘価格(1円)まで	取得価格の100分の5
改良費の評価方法	合算して評価	区分して評価

(8) 課税標準の特例を受ける資産

課税標準の特例の適用により固定資産税が軽減される資産は、地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に規定されています。

また、その適用にあたっては、種類別明細書への当該資産の記載とともに添付書類が必要となりますので、役場の税務課固定資産税グループまでお問い合わせの上、申告してください。

【課税標準の特例（一部抜粋）】

設備の種類		特例率	適用期間	添付書類	
汚水・廃液処理施設		1 / 2	期限なし	処理施設設置届出書の写し 処理過程図等の写し	
下水道除害施設		4 / 5		下水道管理者の検査済証の写し	
雨水貯留浸透施設		1 / 3		県知事の許可書の写し	
再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備	1,000kw 未満	2 / 3	取得後、課税されることとなった年度から3年度分	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
		1,000kw 以上	3 / 4		
	風力発電設備	20 kw 未満	3 / 4		再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し
		20 kw 以上	2 / 3		
	地熱発電設備	1,000kw 未満	2 / 3		再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
		1,000kw 以上	1 / 2		
バイオマス発電設備	10,000kw 未満	1 / 2			
	10,000kw 以上 20,000kw 未満 (木竹又は農産物関係)	2 / 3 (6 / 7)			
中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した機械装置等 (上記において一定の要件に該当する場合)		1 / 2 (1 / 3)	取得後、課税されることとなった年度から3年度分(同5(又は4)年度分)	先端設備等導入計画の認定通知書、申請書の写し 先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し (従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し)	

(9) 短縮耐用年数、増加償却の取り扱い

ア 短縮耐用年数について

法人税法又は所得税法に規定される短縮耐用年数の制度は、固定資産税においても適用されますので、国税局長が承認した「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しを添付の上、申告してください。

イ 増加償却について

法人税法又は所得税法に規定される増加償却の制度は、固定資産税においても適用されますので、税務署長に届け出た「増加償却の届出書」の写しを添付の上、申告してください。

(10) 不正申告又は虚偽の申告

正当な理由がなく申告をしなかった場合は、地方税法第386条及び大口町税条例第68条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがありますので、ご承知おきください。

(11) 申告内容の確認調査

申告された後、地方税法第353条及び同法第408条の規定に基づいて、実地調査及び帳簿確認調査を行っています。その際は、ご協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

これらの調査の結果、申告がされていない場合や申告内容に誤りがあった場合は、修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は資産取得年月に応じて遡及（最大5年度。ただし、偽りその他不正の行為による場合は7年度）することがありますので、あらかじめご承知おきください。



## 6 記載要領等

### (1) 提出書類

償却資産の申告は、「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の2種類を1組として提出してください。

ア 申告書及び明細書は、提出用・控え用それぞれに記入し、提出用を役場の税務課固定資産税グループまで提出してください。

イ 窓口にお越しいただくことができない場合は郵送でも申告できますが、受付した申告書控えの返送を希望される方は返信用切手及び封筒を同封してください。

なお、個人番号の記入がある申告書控えを返送する場合は、安全性を考慮し、個人番号を見えないようにした上で申告書控えの写し等を返送しますので、ご承知おきください。

### (2) 償却資産申告書（第26号様式）について

ア 令和6年度の申告で、全資産の明細が把握できた方（事業主）

（ア）「申告者の取得価額（イ）」欄は、明細書記載に基づいて電算処理により価額が打ち出してあります。

（イ）部分訂正は、電算処理により打ち出してある該当部分を抹消して、その上段に記入してください。

イ 令和6年度の申告で、全資産の明細が把握できない方もしくは、該当資産なしで提出の方（事業主）又は今年初めて申告される方（事業主）

（ア）申告書の所定の項目を正確に記入してください。

（イ）該当資産がない場合は、その旨を備考欄に記入してください。

### (3) 種類別明細書（増加資産・全資産用）（第26号様式別表）について

ア 令和6年度の申告で、全資産の明細が把握できた方（事業主）

（ア）明細書には全資産（令和5年までに取得された資産）が電算処理により打ち出してあります。

（イ）前年中（令和6年中）に取得された資産は、白紙の種類別明細書（増加資産・全資産用）の1行目から記入してください。なお、資産コードの記入は必要ありません。

（ウ）前年中（令和6年中）に減少した資産のある場合は、該当資産を抹消し、摘要欄に減少理由（売却、廃棄など）及び減少年月を記入してください。

（エ）部分訂正は、電算処理により打ち出してある該当部分を抹消して、その上段に記入してください。

イ 令和6年度の申告で、全資産の明細が把握できない方もしくは、該当資産なしで提出の方（事業主）又は今年初めて申告される方（事業主）

（ア）明細書の所定の項目を正確に記入してください。

（イ）全資産を種類ごとに並べて小計を入れてください。なお、種類の異なる場合は1行あけて記入してください。

（ウ）増加資産については、白紙の種類別明細書（増加資産・全資産用）の1行目から記入してください。なお、資産コードの記入は必要ありません。

(4) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の各欄の記載方法

欄	記載方法・留意事項
※所有者コード	記載する必要はありません。
1 住所（又は納税通知書送達先）	住所（又は納税通知書送達先）及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。また、ビル等に入居している場合は、ビル等の名称・階数・部屋番号を記載してください。 ※原則として、主たる事務所の所在地を記載することになりますが、それ以外の事務所で固定資産税等の事務を行っていれば当該事務所等の所在地を記載することになります。
2 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	氏名を記載し、ふりがなを付してください。 所有者が法人の場合には、その名称及び代表者の氏名を記載し、屋号があれば記載してください。
3 個人番号又は法人番号	個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記入してください。
4 事業種目（資本金等の金額）	事業の種目を具体的に記載してください。また、法人にあっては、資本金・出資金等の金額も記載してください。 ※2以上の事業を行う場合は、主たる事業を記載してください。
5 事業開始年月	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。
6 この申告に応答する者の係及び氏名	この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。
7 税理士等の氏名	経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
8 短縮耐用年数の承認	法人税法又は所得税法の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を「○」で囲んでください。 ※「有」に該当する場合は、「承認通知書」の写しを添付してください。
9 増加償却の届出	税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を「○」で囲んでください。 ※「有」に該当する場合は、「届出書」の写しを添付してください。
10 非課税該当資産	非課税に該当する資産の有無について、該当する方を「○」で囲んでください。なお、非課税に該当する資産の価格等は、この申告に含めないでください。
11 課税標準の特例	課税標準の特例に該当する資産の有無について、該当する方を「○」で囲んでください。
12 特別償却又は圧縮記帳	圧縮記帳の有無について、該当する方を「○」で囲んでください。 ※償却資産の評価においては、特別償却及び圧縮記帳は認められていません。
13 税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法について、該当する方を「○」で囲んでください。
14 青色申告	法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について、該当する方を「○」で囲んでください。

欄		記載方法・留意事項
15	町内における事業所等資産の所在地	申告先の同一町内における事業所等資産の所在地を記載してください。また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記載し、その主たる番号を「○」で囲んでください。 ※事業所等資産の所在地が「1」と同一の場合は、記載の必要はありません。
16	借用資産の有無	借用資産の有無について、該当する方を「○」で囲んでください。 なお、借用資産がある場合には、貸主の名称等を記載してください。
17	事業所用家屋の所有区分	事業所用家屋の所有区分について、該当する方を「○」で囲んでください。
18	備考 (添付書類等)	次のような事項を記載してください。 ①「増加償却の届出書」等添付した書類の名称 ②非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項 ③償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したこと、その他これに類する特別の事情があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度 ④前年中に所有者の住所又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等の参考となる事項 ⑤納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名 ⑥その他申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項 ⑦該当資産がない場合は「資産なし」と記載
取得 価 額	前年前に取得したもの(イ)	前年前に取得した資産の取得価額の合計額を種類別に記載してください。
	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を種類別に記載してください。
	前年中に取得したもの(ハ)	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を種類別に記載してください。
	計(イーロ+ハ) (ニ)	(イーロ+ハ)によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
	評価額(ヘ)	記載の必要はありません。 ※電算処理による全資産申告を行う場合は、記載してください。
	決定価格(ト)	記載の必要はありません。 ※電算処理による全資産申告を行う場合は、記載してください。
	課税標準額(チ)	記載の必要はありません。 ※電算処理による全資産申告を行う場合は、記載してください。

増加の記入例

※所有者コード		種別別明細書（増加資産・全資産用）										所有者名		枚のうち
(記載不要)														
資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価格	耐用年数	残価残存率	価	格	※課税標準の特例率	※課税標準額	増加事由	枚目	
1	(記載不要)	(資産の名称及び規格等を記載)	(数量)	(金額)										
2				平成 4							1 新品取得			
3	1	構築物		令和 5							2 中古品取得			
4		機械及び装置									3 移動による受け入れ			
5	3	船舶		(税務会計上現に用いられている耐用年数を記載)										
6	4	航空機									4 その他			
7		車両及び運搬具												
8	6	工具、器具及び備品												
9														

記入例：令和6年10月に250万円のコンプレッサーを1台購入した

1	2	コンプレッサー	1	5.6.10	2,500,000	7						1	
2													
		小計											

注意「増加事由」の欄は 1新品取得 2中古品取得 3移動による受け入れ 4その他いずれかに○印をつけてください

※増加の場合は必ず白紙の明細書の1行目から記載してください。

修正・減少の記入例

※所有者コード		種類別明細書（増加資産・全資産用）										所有者名		枚のうち
資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価格	耐用年数	残価残存率	価	格	※課税標準の特例率	※課税標準額	増加事由	枚目	
1	42400101	舗装工事	1	H23.3	480,000	15								
2	42400102	外構工事	1	H23.3	6,500.00 7,000,000	15								
3														
●資産を修正する場合														
該当部分に線を引き、その上段に修正後を記入してください。														
6	42400103	NC旋盤	1	H23.3	2,500,000	7					令和〇年〇月売却			
6														
●資産が減少した場合														
減少資産全体に線を引き、減少理由（売却、廃棄等）及び減少年月を記載してください。														
7														

## 減価残存率表

耐用年数	耐用年数 に応ずる 定率法 による 減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 定率法 による 減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 定率法 による 減価率 r	減価残存率	
		前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B			前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B			前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B
2	0.684	0.658	0.316	33	0.067	0.966	0.933	64	0.035	0.982	0.965
3	0.536	0.732	0.464	34	0.066	0.967	0.934	65	0.035	0.982	0.965
4	0.438	0.781	0.562	35	0.064	0.968	0.936	66	0.034	0.983	0.966
5	0.369	0.815	0.631	36	0.062	0.969	0.938	67	0.034	0.983	0.966
6	0.319	0.840	0.681	37	0.060	0.970	0.940	68	0.033	0.983	0.967
7	0.280	0.860	0.720	38	0.059	0.970	0.941	69	0.033	0.983	0.967
8	0.250	0.875	0.750	39	0.057	0.971	0.943	70	0.032	0.984	0.968
9	0.226	0.887	0.774	40	0.056	0.972	0.944	71	0.032	0.984	0.968
10	0.206	0.897	0.794	41	0.055	0.972	0.945	72	0.032	0.984	0.968
11	0.189	0.905	0.811	42	0.053	0.973	0.947	73	0.031	0.984	0.969
12	0.175	0.912	0.825	43	0.052	0.974	0.948	74	0.031	0.984	0.969
13	0.162	0.919	0.838	44	0.051	0.974	0.949	75	0.030	0.985	0.970
14	0.152	0.924	0.848	45	0.050	0.975	0.950	76	0.030	0.985	0.970
15	0.142	0.929	0.858	46	0.049	0.975	0.951	77	0.030	0.985	0.970
16	0.134	0.933	0.866	47	0.048	0.976	0.952	78	0.029	0.985	0.971
17	0.127	0.936	0.873	48	0.047	0.976	0.953	79	0.029	0.985	0.971
18	0.120	0.940	0.880	49	0.046	0.977	0.954	80	0.028	0.986	0.972
19	0.114	0.943	0.886	50	0.045	0.977	0.955	81	0.028	0.986	0.972
20	0.109	0.945	0.891	51	0.044	0.978	0.956	82	0.028	0.986	0.972
21	0.104	0.948	0.896	52	0.043	0.978	0.957	83	0.027	0.986	0.973
22	0.099	0.950	0.901	53	0.043	0.978	0.957	84	0.027	0.986	0.973
23	0.095	0.952	0.905	54	0.042	0.979	0.958	85	0.026	0.987	0.974
24	0.092	0.954	0.908	55	0.041	0.979	0.959	86	0.026	0.987	0.974
25	0.088	0.956	0.912	56	0.040	0.980	0.960	87	0.026	0.987	0.974
26	0.085	0.957	0.915	57	0.040	0.980	0.960	88	0.026	0.987	0.974
27	0.082	0.959	0.918	58	0.039	0.980	0.961	89	0.026	0.987	0.974
28	0.079	0.960	0.921	59	0.038	0.981	0.962	90	0.025	0.987	0.975
29	0.076	0.962	0.924	60	0.038	0.981	0.962	91	0.025	0.987	0.975
30	0.074	0.963	0.926	61	0.037	0.981	0.963	92	0.025	0.987	0.975
31	0.072	0.964	0.928	62	0.036	0.982	0.964	93	0.025	0.987	0.975
32	0.069	0.965	0.931	63	0.036	0.982	0.964	94	0.024	0.988	0.976

$$A = 1 - r/2$$

$$B = 1 - r$$